

# 社会福祉法人一麦会

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一麦会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）に対する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

2 継続して就業する理事長については、報酬を支給する。

3 継続して就業する理事については、報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

4 監事及び評議員については報酬を支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第3条 継続して就業する理事長及び理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

① 報酬については、前職の年間所得額を踏襲する。但し最高支給額の上限額は月額650,000円とする。

② 通勤費については、別表1に定める額とする。

③ 役員等が職務のため出張をしたときは、通常の経路及び方法により計算された旅費、若しくは用務上の必要や天災その他やむを得ない事情により通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算された旅費の実費相当額、宿泊料を別途支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 継続して就業する理事長及び理事に対する報酬の支給日は、社会福祉法人一麦会職員の例による。

2 非常勤役員等については、当該会議に出席した都度、別表2に定める交通費を支給する。

### (報酬等の計算方法)

第5条 新たに継続して就業する理事長及び理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 継続して就業する理事長及び理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬については、日割りによって計算する。
- 4 計算方法については、社会福祉法人一麦会給与規程を踏襲する。

(公表)

第6条 社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日制定の社会福祉法人一麦会常勤役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1 通勤手当の額及び支給条件

<p>1 交通用具使用の場合</p> <p>5 k m未満・・・・・・・・・・2, 0 0 0 円                  片道5 k m以上1 0 k m未満・・・・4, 1 0 0 円                  片道1 0 k m以上1 5 k m未満・・・・6, 5 0 0 円                  片道1 5 k m以上2 0 k m未満・・・・8, 9 0 0 円                  片道2 0 k m以上2 5 k m未満・・・・1 1, 3 0 0 円                  片道2 5 k m以上3 0 k m未満・・・・1 3, 7 0 0 円                  片道3 0 k m以上3 5 k m未満・・・・1 6, 1 0 0 円                  片道3 5 k m以上・・・・・・・・・・1 8, 5 0 0 円</p>	<p>2 交通機関及び交通用具の併用者の場合</p> <p>運賃相当額及び交通用具使用の合計額                  (但し最高限度額 2 0, 0 0 0 円)</p>
--	---

別表2 非常勤役員等の交通費

評議員、理事、監事の当該会議への出席旅費（法人の職員を除く）

<p>役員等が和歌山市に所在の場合</p>	<p>1, 0 0 0 円</p>
<p>役員等が和歌山市外に所在の場合</p>	<p>2, 0 0 0 円</p>
<p>役員等が和歌山県外に所在の場合</p>	<p>実費相当額</p>